

令和7年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金
(次世代チャレンジ人材育成事業) 公募要領

第1 補助事業の概要

1 目的

中心市街地・商店街（以下「商店街等」）の後継者が不足する中で、今後も商店街等が持続的に発展するよう、商店街等におけるまちづくり活動の後継者の育成・確保を進めるため、地域のキーパーソンと若者との結びつきを活かして、若者が商店街等で実施する事業に対して支援することで、商店街活動に関わるきっかけづくりを支援するものです。

2 補助事業者

補助事業者は商店街等での活動に興味がある方のうち以下のいずれかに該当するものとします。

(1) 令和8年3月31日時点で概ね16歳以上30歳以下の方（以下「若者」という。）

(2) 若者が代表を務める団体※（法人格の有無を問わない）

※次の要件を全て満たす個人又は団体であることが条件となります。

①公序良俗に反する行為を行わないこと。

②政治活動又は宗教活動を主目的としていないこと。

③暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下でないこと。

④団体の構成員の全員が暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者に該当しないこと。

3 補助対象事業

若者が山形県内の商店街等で以下のいずれかの事業を実施する場合に補助します。ただし、事業の実施にあたっては、事業の企画段階から地域のキーパーソンをはじめとする事業を実施する地域の関係者との調整を密に行うことを要件とします。なお、申請については同一人による申請は1事業のみとします。

(1) トライアル事業

（例：チャレンジショップへの出店）

(2) 商店街等が主催するイベントへの出店

(3) 商店街等の魅力発信の取組み

（例：SNSでの魅力発信、商店街マップの作成、動画共有サービスを活用した魅力発信）

(4) その他商店街等の賑わい創出に寄与する事業

（例：商店街等での新たなイベントの開催）

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助事業者が補助対象事業を行うために必要な経費のうち、以下の経費とします。

経費区分	内容
報償費	講師（地域のキーパーソン）等に係る謝金 ※ 補助事業者の構成員、その家族及び雇用者に対しての謝金は対象外
旅費	講師（地域のキーパーソン）・補助事業者の構成員等に係る旅費
広告宣伝費	広報誌への掲載等、宣伝広告に要する経費
消耗品費	材料、消耗品等の購入に要する経費
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の印刷に要する経費

通信運搬費	電話、郵便、運送、通信料金等に要する経費
使用料及び賃借料	会場借料、店舗、物品等の賃借に要する経費
委託費	補助事業者において実施困難な業務を外注する経費 ※ 主たる業務の委託や補助事業者の構成員、その家族及び雇用者による企画・運営等の委託は対象外
備品購入費	備品購入費 ※ 当該事業のみで使用されることが確認でき、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えうるものであり、取得額又は評価額が5万円以上のもの。ただし、パソコンは除く。
手数料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費
負担金	イベント参加等に要する負担金
その他	知事が必要と認める経費

※ 補助事業者の関係者（補助事業者の構成員、家族、雇用者等）に対するものは対象外です。

5 補助金の額

補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は200千円のいずれか低い額

6 補助事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日までの期間

第2 応募手続

1 提出書類

申請にあたっては次の書類を提出してください。

- ① 応募申請書（要領別記様式）
- ② 事業計画書（要綱別記様式第1号）
- ③ 収支予算書（要綱別記様式第2号）
- ④ 補助事業者が代表を務める団体の定款（補助事業者が規約を備えた団体の場合）
- ⑤ 構成員名簿（別記様式第1号の2）（補助事業者が規約のない任意の団体の場合）
- ⑥ 事業の対象となる商店街等の区域がわかる資料（地図等）
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

2 提出方法

紙文書の持参・郵送、又はメールで提出してください。

3 提出先

【郵送の場合】

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 商業振興・経営支援課 商業・まちづくり担当

【持参する場合】

山形県庁8階 産業労働部 商業振興・経営支援課まで持参してください

【メールの場合】

E-mail: yshoshin@pref.yamagata.jp まで提出してください

4 提出期限

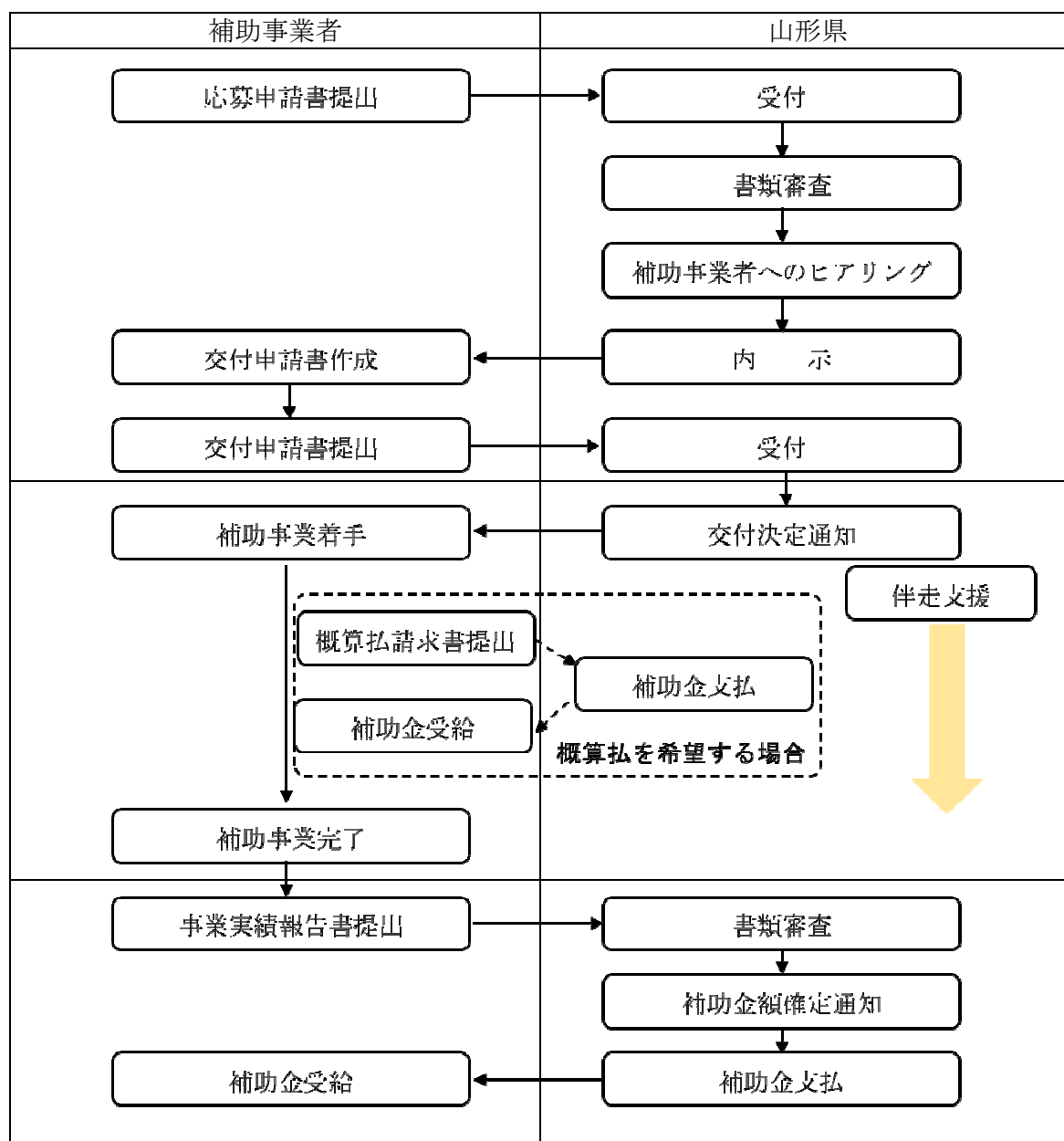
令和7年5月16日（金）17時まで必着

5 その他

- ・ 審査の過程において、上記の資料以外に追加資料の提出をしていただく場合があります。
- ・ 提出いただいた書類の返却はできませんので、御了承ください。

6 手続きの流れ

（1）申請から補助事業完了までの流れは以下のとおりです。



（2）応募申請書の受付後に書類審査、及び事業内容に係るヒアリングを行い、事業内容が適当と判断された場合、予算の範囲内で内示を行います。その後、交付申請書を提出いただき、県の交付決定後に事業着手していただきます。

※必ず交付決定後に事業着手してください。交付決定前に着手していた場合、その間の経費については補助対象経費から除外されます。

（3）補助事業実施前に概算払を受けることもできます。

第3 選定方法等

1 選定方法

採択の可否については、2の選定基準により審査を行い決定します。

2 選定基準

選定は、次の①～③の審査基準により行うこととします。本事業は予算の範囲内で行うため、要件を満たす計画の申請額が予算を超過した場合は、順位をつけ上位から選定します。そのため、応募状況によっては、要件を満たしていても不採択になる場合や事業の内容や経費について予算の範囲内で調整を行う場合があります。

① 事業の実現性

- ・ 事業計画は地域の現状を的確に分析し、課題解決に向けた具体的かつ現実的な計画になっているか。
- ・ 事業内容に見合った経費内容になっているか。

② 事業の必要性

- ・ 地域での必要性が高いか。
- ・ 事業に対する地域の評価はどうか。
- ・ 地域のキーパーソンをはじめとする地域との連携が図られているか。
- ・ 地域課題の把握方法はどうか。
- ・ 地域課題を的確に反映させた事業内容になっているか。
- ・ 広域連携の視点は盛り込まれているか。

③ 事業の効果性

- ・ 事業実施の地域との関わりはどうか。
- ・ 中心市街地、商店街の活性化に寄与するか。
- ・ 事業実施により具体的な効果が期待できるものであるか。
- ・ 地域課題の解決に向けた効果が期待できるか。

3 結果の通知

選定案件の決定後、申請者に対して採択又は不採択の結果を通知します。採択となった場合は、別途、補助金の交付申請手続きを行っていただきます。

4 採択予定件数

3件程度

第4 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- 1 交付決定を受けた後、補助事業の補助対象経費や内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けること。
- 2 補助事業の実施期間中に、県が補助事業の遂行の状況の報告を求めたときは、遂行状況を報告すること。
- 3 補助事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- 4 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図ること。
- 5 当該財産を処分する必要があるときは、事前に県の承認を受けること。その場合、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を県に納付しなければならない場合があること。
- 6 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、令和8年度から5年間保存すること。

第5 交付決定までのスケジュール（予定）

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 受付期間 | 令和7年4月1日（火）～令和7年5月16日（金） |
| 2 採択決定（内示） | 6月上旬～中旬 |
| 3 交付申請書提出 | 6月下旬 |
| 4 補助金交付決定 | 7月上旬 |

第6 その他留意事項

1 情報公開への協力

本事業は県内各地の商店街等への横展開を目指しているため、事業内容について積極的に情報発信を行います。そのため、補助事業者は以下の事項への同意をお願いします。

- （1）補助事業の概要、補助事業者の公表
- （2）県ホームページ、まちづくり関係の各種会議での補助事業の紹介
- （3）報道機関への取材への協力
- （4）ネットワークミーティング（仮称）※への参加

※補助事業の横展開を図るため、補助事業の概要について、県内の自治体、商店街関係者等への紹介を行う会議。令和8年1月頃開催予定。

2 問い合わせ先

山形県産業労働部 商業振興・経営支援課 商業・まちづくり担当

T E L : 023-630-3370

E-mail : yshoshin@pref.yamagata.jp

別記様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
(団 体 名)
(代表者) 氏名

令和 7 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金
(次世代チャレンジ人材育成事業) 応募申請書

標記補助事業について、令和 7 年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金（次世代チャレンジ人材育成事業）募集要領第 2 の規定により、関係書類を添えて申請書を提出します。